

小平市剣道連盟五小教室規約

小平市剣道連盟五小教室は、本教室の運営にあたり必要な事項を小平市剣道連盟五小教室規約(以下「本規約」という。)として定める。本教室は、本規約に則り、適正に事業を運営する。

第1章 総則

第1条(名称及び事務所)

本教室は、小平市剣道連盟に所属する剣道教室であり、小平市剣道連盟五小教室(以下「本教室」という。)と称す。主な稽古場所を小平市立小平第五小学校体育館(小平市花小金井 6-24-1)に定め、事務所を教室長宅に置く。

第2条(理念と目的)

1. 本教室は「誠道」を理念とし、会員一同、真心をもって剣道の稽古に一所懸命に取り組む。
2. 本教室は、剣道の稽古を通して「誠道」の精神を広く地域に伝承することを第一義に目指し、以て、子供達の健全な育成を図ると共に剣道を愛好する会員相互の技能の育成向上及び親睦を図る事を目的とする。

第3条(事業)

本教室の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 剣道の指導・育成・向上のための活動。
- (2) 昇級審査の実施、昇段審査の指導・後援の実施。
- (3) 各種大会等への参加。
- (4) 稽古会や錬成会の実施及び他団体との交流。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業の実施。

第2章 会員

第4条(会員)

1. 本教室は、次の会員をもって組織する。
 - (1) 一般会員：高校生以上の者を一般会員と称す。本規約で定める役員、指導員も一般会員に属す。
 - (2) 少年・少女会員：中学生以下の児童を少年・少女会員と称す。
2. 会員は、本教室が提供する稽古、試合、級・段審査会、その他行事に参加することができる。また、会員は本教室が契約するスポーツ保険による補償を受けることができる。

第5条(入会資格)

本教室に入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本教室の目的に賛同し、活動できる者であること。
- (2) 本教室の諸規定を遵守できる者であること。
- (3) 本教室の教室長や指導員の指示を遵守できる者であること。
- (4) 中学生以下の者は、その保護者も本要件に賛同すること。

第6条(入会手続)

本教室に入会するには、所定の手続きに則り申込書を提出し、必要な会費を納付し、教室長の承認を得なければならない。

第7条(会員の有効期間)

会員の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間(以下「事業年度」という。)とする。事業年度の期中に入会した者であってもその有効期間は次の3月31日までとする。更新手続きをとることにより、更に1年間会員資格は継続され、以降同様とする。更新手続きをとらない場合、3月31日をもって退会となる。

第8条(退会)

1. 本教室の退会を希望する者は、教室長の承認を得て、退会することができる。期中に退会する場合、残りの有効期間の長短にかかわらず、会費の返金はできないものとする。
2. 教室長は、本教室の目的に反する行為をする、あるいは本規約や申し合わせ事項、指示等を遵守しない会員を退会させることができる。教室長より退会の命令を受けた会員は退会しなければならない。この退会の場合も会費の返金はできないものとする。

第9条(父母会)

1. 本教室は、少年・少女会員に対し、稽古環境の提供、試合等対外活動への参加の支援、会員間の親睦の促進等を行うにあたり、少年・少女会員の保護者により構成される小平市剣道連盟五小教室父母会(以下「父母会」という。)と緊密に連携する。父母会は、本規約とは別に、父母会規約に則り、活動を行い、本教室の事業運営に協力する。
2. 少年・少女会員が入会した時点で、その保護者は父母会の会員として登録されるものとする。少年・少女会員の退会、または同会員が中学校を卒業した時点で、その保護者は父母会から退会となる。

第10条(会費等)

1. 本教室の入会金、年会費の額、並びに納入方法は、本規約の**附則「会費等」**にて定める。
2. 本教室の役員、指導員も一般会員である以上、会費等を納入しなければならない。

第3章 組織

第11条(役員)

1. 本教室に次の役員を置く。
 - (1) 教室長
 - (2) 副教室長
 - (3) 指導役
 - (4) 事務役
 - (5) 渉外役
2. 役員は、原則一般会員の中から選出し、指導員総会において承認を得る。
3. 役員の任期は事業年度開始の4月1日より2年間とする。但し、再選は妨げないものとする。任期途中で欠員が生じた場合には、教室長が、他の役員と協議の上、新任者を任命し、その任期は前任者の残任期間とする。

第12条(役員の任務)

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 教室長は、本教室を代表し、運営全般の最終意思決定をするとともに、その責任を負う。
- (2) 副教室長は、教室長を補佐し、教室長が任に当たることができない時は代行する。
- (3) 指導役は、稽古の指導方針を策定し、会員の技能向上ならびに指導員の指導法の向上に責任を負う。
- (4) 事務役は、本教室の会員の入退会管理、会計事務管理、事業運営に必要な物資の調達に責任を負う。
- (5) 渉外役は、本教室が所属する小平市剣道連盟及び西東京剣道連盟、またその他本教室が指定する組織・団体等との連携に責任を負う。

第13条(師範)

1. 本教室に師範を置くことができる。
2. 師範は教室長が任命する。
3. 師範は、剣士の模範として、指導役、指導員、会員に対し、剣道の技能向上、礼節の徹底等に関し、指導・助言を行う。

第14条(顧問又は相談役)

1. 本教室に顧問又は相談役を若干名置くことができる。
2. 顧問又は相談役は教室長が委嘱し、教室長は本教室の運営について指導助言を受けることができる。

第 15 条(指導員)

1. 教室長は、本教室の目的を達成するために、指導員総会の議決により指導員を選出し、小平市剣道連盟に届出を行う。教室長は、小平市剣道連盟発の委嘱状を以て、指導員を正式に任命する。指導員は小平市剣道連盟の理事を兼任する。
2. 指導員は剣道三段以上を有した本教室の会員の中から、本教室の事業活動に積極的に関与し、その技能及び人格が会員の範たる者と認められる者より選出する。指導員の任期は事業年度が開始される4月1日より2年間とする。再選出により指導員の任期は延長される。
3. 指導員は、指導役が定める指導方針ならびに各種コンプライアンスに則り、一般会員及び少年・少女会員の技能向上に向けて剣道の指導を行う。

第 4 章 運営

第 16 条(指導員総会)

1. 本教室の最高意思決定機関は指導員総会(以下「総会」という。)とする。
2. 総会は、年1回の定期総会及び必要に応じて開催する臨時総会とし、教室長が招集し、役員、指導員が参加する。
3. 総会において、以下の事項を協議し、決議を行う。
 - (1) 前年度の事業報告
 - (2) 前年度の会計報告
 - (3) 次年度の事業計画(案)
 - (4) 次年度の予算(案)
 - (5) 役員改選
 - (6) 規約、附則その他運営上必要な諸規定の制定・改廃
 - (7) 指導員選任
 - (8) その他本教室の重要事項
4. 総会の議決は、出席者(委任状を含む)の過半数をもって決する。可否が同数の場合は教室長が決する。
5. 緊急の場合、その他総会の開催が困難なときは、教室長は、役員と相談の上、必要な意思決定を行う事ができる。

第 17 条(予算及び決算)

1. 本教室は、事業年度毎に事業運営に必要な予算を総会の議決において定め、同決算については、監査を経て総会の承認・議決を得なければならない。
2. 本教室の事業年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

第 18 条(コンプライアンス)

1. 本教室の全ての会員は、一剣士として、“剣道とは剣の理法の修錬を通じた人間形成の道で

ある”という剣道の理念に立ち、お互いを尊ぶ姿勢を忘れてはならない。その上で、会員一人一人は、法令、規則、社会的規範、倫理を遵守し、健全に教室を運営していく責務を負う。

2. 本教室はいかなるハラスメントも認めない。他人を困らせる反倫理的行為等については、本教室は、一般財団法人全日本剣道連盟が定める「一般財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン」を準用し、未然に防ぐよう努め、また、そのような行為等が認められた場合、遅滞なく適切に対処する。
3. 本教室は、会員及びその家族の個人情報に関する管理が重要であると認識し、**附則「個人情報保護方針」**にて、その取扱いについて定める。

第 19 条(事故等の責任)

1. 会員は、本教室の活動中は指導者等の指示に従い、自己並びに他者への安全に留意して行動するものとし、通常稽古中における傷害等の事故や怪我(稽古中の偶発的な事故も含む)に対しては、本教室及び指導者等に損害賠償等の請求をしないものとする。未成年者の事故等についてはその保護者が責任を負うものとする。
2. 稽古等の本教室の活動中における傷害等の事故や怪我については、故意または重大な過失が認められない限り、本教室及び指導員等は免責されるものとする。本教室の活動中の傷害等の補償は、本教室がその会員を被保険者として加入するスポーツ保険の対象範囲内のみで対応する。
3. 本教室の活動に参加するための往復中(駐車場も含む)の事故、盗難については自己責任とする。

第 5 章 その他

第 20 条(非会員の稽古参加)

会員以外の者が、本教室の稽古に参加する場合は、事前に教室長の承認を得るものとする。

第 21 条(規約の改正)

本規約の改正は総会の議決によるものとする。

第 22 条(施行)

本規約は 2019 年 4 月 1 日から施行する。

2019 年 1 月 13 日 制定

附則

会費等

1. 会費

本教室の会費は、「入会金」と「年会費」からなる。「入会金」は入会時だけの一時課金とする。「年会費」は3つの項目からなり、毎年課金する。

一時金： 入会金（入会時のみ） 1,000 円

年会費： 基本活動費、父母会費、都剣連登録料（該当者のみ）の合計額を毎年支払い。

(A) 基本活動費		(B) 父母会費		(C) 都剣連登録料	
共通	12,000 円	高校生以上	1,000 円	有段者のみ	600 円
		中学生以下	2,000 円		

(A) 基本活動費について

毎年4月1日から翌年3月末日までの剣道連盟（小平市、西東京）登録、会場使用、スポーツ保険、試合参加、その他教室事業運営等に充てるものとする。10月1日以降に入会の場合は、その年の年会費は半額の6,000円とする。

(B) 父母会費について

本教室の季節行事、周年行事等での会員（特に少年・少女会員）への軽食や飲み物の支給、面タオル等本教室公式品制作費補助、印刷代、その他諸雑費等を賄うものとする。10月1日以降に入会の場合は、その年の父母会費は半額とする。

(C) 都剣連登録料について

東京都剣道連盟への有段者登録にかかる費用で、有段者のみ該当する。本教室以外に所属団体がある会員で、同所属団体から都剣連に登録する場合は不要とする。

2. 納入方法

会費は、下記の指定口座に振込むか、本教室事務役に現金で納入する。

振込先金融機関	支店名	口座番号	名義
ジャパンネットバンク	本店営業部（001）	普通 4989915	イワヤエイチロウ
ゆうちょ銀行	ゼロゼロハチ（008）	普通 29443941	イワヤエイチロウ

※ゆうちょ銀行からゆうちょ銀行に振り込む場合の記号： 10030-2

2019年4月1日 施行

2022年4月1日 改定

附則

個人情報保護方針

本教室は、会員及びその家族(以下、まとめて「会員」という。)の個人情報に関する管理が重要であると認識し、以下の目的を実現する為に基本方針を制定し、全会員に周知徹底する。

1. 個人情報の収集・利用および提供について
個人情報の収集は、目的を明確にし、その目的達成に必要な限度において適法かつ公正な手段を用いる。又、個人情報の利用および提供は、法令に基づき、目的の範囲内で行うものとし、目的外利用は行わない。
2. 開示、訂正請求等への対応について
保有する個人情報のうち、会員から開示の要求があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内で対応致す。また、個人情報に誤りや変更があり、会員から訂正等の要求があった場合は、合理的な期間、必要な範囲内で対応する。
3. 安全対策の実施について
個人情報に関し、その正確性および安全性を確保するために、情報管理者ならびに担当者を定め、その取扱いを制限し、指定の保管場所にて適切に管理する。社会一般の動向を鑑み、また、会員からの要望等により情報管理に改善が必要とされたときは速やかにこれを是正する。
4. 法令・規範の遵守について
個人情報の取扱いにおいて個人情報の保護に適用される法令、国が定める指針その他の規範を遵守する。また、本教室の個人情報保護方針を、これらの法令、国が定める指針その他の規範に適合させる。
5. 個人情報に関する苦情または相談について
会員から入手した個人情報の取扱いならびに管理体制に関する会員からの苦情、相談について適切に対応し、確実に是正処置を講じる。

<補則>

- (1) 個人情報の収集と利用の目的
 - (ア) 会員の入退会管理、剣道連盟登録、段級審査運営等の教室運営の目的で、会員の個人情報(氏名、住所、連絡先等)を会員より収集、利用、管理する。
 - (イ) 個人情報は、教室運営の必要上、本教室以外の剣道連盟や役所等の機関に提供される。
- (2) 本教室ホームページにおける個人情報の取り扱い
 - (ア) 氏名の掲載

本教室が運営するインターネット上のサイト(<http://kodaira5kendo.club> 以下「ホームページ」という。)では、本教室の広報や会員間の相互交流推進、敢闘した会員の表彰等の目的のため、会員の活動成果を掲示する。その一環として、会員の氏名が掲載されることがある。

(イ) 写真の掲載

本教室の活動成果の掲示の一環として、会員の顔ならびに名札(垂ネーム)が写った写真を撮影し、ホームページに掲載することがある。掲載を希望しない旨申請した会員の写真は掲載せず、また、万が一掲載された場合、申し出により、当該写真をホームページより削除する。

(ウ) 持ち込み写真の掲載

本教室の正規活動以外で会員が行った活動(例、中体連・高体連等の試合結果)の写真ホームページに掲載することを希望する場合、写真の提供者は、写真に写った人から掲載の許諾を事前に得た写真を提供する。背景に撮影対象以外の人がある場合、その個人が特定できないよう画像を処理するなどの配慮を必要とする。

(エ) 動画の掲載

試合等の本教室の正規活動において会員を撮影した動画については、会員間では共有を認めるものの、閲覧制限のない公の場にて掲示することはできない。また、会員外に提供することもできないものとする。

2019年4月1日 施行